

## 野田市告示第 1 3 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、野田市老人福祉センター使用料及びカラオケ使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 2 項及び野田市会計事務規則第 3 1 条第 3 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 2 8 日

野田市長      鈴   木      有

### 1    指定公金事務取扱者の名称、住所

名称   公益社団法人   野田市シルバー人材センター

住所   野田市鶴奉 5 番地の 1

### 2    指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

- ・ 野田市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第 8 条の規定に基づく使用料
- ・ カラオケ使用料

### 3    指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

4 委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

5 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで